

平成 30 年 11 月 27 日
国民民主党・新緑風会 藤田 幸久

参議院農林水産委員会質問要旨

1 経済連携協定について

農林水産大臣

(1) 日EU・EPAについて

(生乳生産者組織強化を図る EU と弱体化を進める日本)

生乳で二股出荷を拒否できなくしたのは世界で日本だけである。この異常性と弊害を農水大臣はどう認識しているのか？

(国産チーズ生産への影響)

日EU・EPAでは、ソフト系チーズについて、関税割当の枠数量が拡大し、枠内税率も段階的に削減され 16 年目に無税となる。税率撤廃で安くなる輸入品が、枠数量の拡大で増加するにつれ、国産チーズの価格は下落することは必至と考えるが、政府の見解を伺う。

(2) 日米貿易協定（取り決め、意訳 TAG）について

(毒薬条項)

米国ウィルバー・ロス商務長官が「毒薬条項」と呼ぶものが、米国、カナダ、メキシコの間で妥結した NAFTA に代わる新条約（USMCA）に盛り込まれている。カナダなどが中国などの「非市場経済国」と自由貿易協定を締結すれば、米国がUSMCAから脱退するというものである。ロス商務長官は、日本との貿易協定にも毒薬条項を盛り込みたいと伝えられているが、米国側からの提案はないか？またそうした動きが出たらどう対応するのか、吉川大臣の答弁を求める。

もし盛り込まれれば、現在、日本が交渉を進めているRCEP（東アジア地域包括的経済連携）には中国が含まれており、米国に日本の対中貿易を支配されることにならないか。貿易協定の交渉において、毒薬条項を盛り込もうとする米国の要求を断固拒否すべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

(農林水産品の譲許内容の水準)

- ・ 9月26日の日米共同声明では、「農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限」としている。これでは、製品ごとに見て、

日本にとって最も厳しかった内容と同水準で合意することも可能となる。つまり、全体では、過去の協定の水準を上回ることになるが、大臣の見解を伺いたい。

- ・ 今回の貿易協定は、二国間交渉であり、米国からの強い要求に抗しきれないのではないかとの懸念がある。吉川大臣は、農林水産分野について、米国に譲歩せず、TPP11 協定の水準を上回らないよう茂木大臣から確約をとる必要がある。農林水産大臣は、政府の一員として、米国に譲歩しないことを確約すべきと思うが、所見を伺いたい。

2 種子法の廃止について

農林水産大臣

(国連の「小農の権利宣言」)

- ・ 日本は、宣言の採択に当たって棄権したとされる、その理由は何か？日本も、農業の規模拡大のみを追うのではなく、家族農業などの小農の役割と価値を正しく評価し、大規模農家と小農でバランスの取れた農業を目指すことが、農業の安定と発展に寄与すると考えるが、大臣の見解を伺う。

種子法の廃止は、宣言にある十分な質と量の種子の確保に反するものではないか、大臣の見解を伺う。

(地方自治体の取組への影響)

- ・ 主要農作物種子法という法的根拠を失ったことで、種子の生産・普及について、都道府県での取組に格差が生じ、中長期的には都道府県で予算が確保されず、役割が維持されないことが懸念される。政府の見解を伺う。

(種子価格への影響)

- ・ 民間企業の種子は、都道府県が生産する種子より価格が高い状況にある。このため、都道府県が種子生産から手を引き、民間企業に種子生産がゆだねられた場合、種子の価格が高くなる可能性がある。生産者の所得向上を目指し、種子を含む生産資材価格の引下げを図ろうとする「農業競争力強化プログラム」の方針にも反することになるのではないか。政府の見解を伺う。

3 茨城県における災害復旧について

農林水産大臣

(1) 東日本大震災関連

(水産関係)

- ・ 茨城県では、生産能力が8割以上回復した業者は68%、売上が8割以上回復した業者は44%にとどまっているといわれる。また、復興における問題点として人材の確保、原材料の確保、販路の確保・風評被害等が挙げられている。

そこで、こうした復興に向けた政府の支援について伺う。

(2) 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨関連

(農林水産関係被害と農業共済)

- ・ 茨城県では、平成 27 年 9 月に鬼怒川が決壊し、甚大な農林水産関係の被害が発生した。特に収穫後に冠水した米については出荷できず、農家の大きな減収となった。また、収穫後の米は農業共済制度の補償対象外であり、補償は受けられなかった。
- ・ 収穫後の農作物を農業共済制度の補償対象外としている理由は何か？また変更の可能性はないのか、大臣の見解を伺う。
- ・ 全国農業共済協会は、平成 28 年度から「建物総合共済」に「収容農産物補償特約」を新設し、納屋などに保管中の農作物を対象に、火災や水害による損害を補償する仕組みを導入した。収容農産物補償特約の加入状況について伺う。

(収入保険の周知)

平成 31 年 1 月からは、新たな収入保険制度がスタートする。農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償対象とする制度であり、先に述べた収穫後の農産物の被害による減収も補償対象になると考えられる。政府は農業者に対し、分かりやすい説明を行い、一層の周知を図るべきと考えるが、政府の見解を伺う。

4 畜産・酪農について

(1) 酪農

(酪農の生産基盤)

- ・ 日本の酪農は、生産者の離農、飼養頭数の減少、生乳生産量の低下など非常に厳しい状況が続いている。政府は、機械・設備の導入により、酪農家の働き方改革を推進している。これらの施策により、新規参入の増加や酪農家の減少に歯止めがかかっているのか？
- ・ 北海道の酪農を中心に、急速に施設・設備の高度化・大規模化が進んでいるため、施設・設備の更新を機に更新を断念し、離農を決意する農家が多いと聞く。この点について政府の対策を伺う。
- ・ むしろ大半を占める中小規模・家族型酪農経営への支援が必要と考えるが、大臣の見解を伺う。
- ・ 家畜排せつ物施行から十数年が経ち老朽化が進み、酪農の多面化機能維持のための支援対策の拡充が必要と思われるが、大臣の見解を伺う。

(牛マルキンの補填金単価の算定方式)

- ・ 牛マルキンの補填金単価の算定方式に、全国算定方式と地域算定方式がある。地

域算定を採用するに至った理由と地域算定方式の採用状況について伺う。

私の地元の茨城県では全国算定方式を採用しているが、茨城空港があり外国人観光客が増加し、口蹄疫発生国からの観光客も含まれているため、口蹄疫が発生しても全国算定方式では十分な救済を受けられない可能性がある。また、これだけ肥育経営の実態が異なる状況にあっては、地域算定方式を基本とし、それができない県のみ全国算定方式とするなど、方針を改めることが必要ではないか。政府の見解を伺う。

5 消費者購買力を高める農業予算

米国の農業法予算の 8 割近くは「栄養 (Nutrition)」、そしてその 8 割は Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP) と呼ばれる低所得者層への補助的栄養支援プログラムに使われている。米国国民の約 7 人に一人、4,577 万人が SNAP を受給している。これは、米国における最大の農業支援政策でもある。消費者の食料品の購買力を高めることによって、農産物需要が拡大され、農家の販売価格も維持できる。米国は、農家への所得補填の仕組みも充実しているが、消費者サイドからの支援策も充実しているの。

日本の農業政策にもこうした視点を取り入れるのが有効と思われるが、農水大臣の見解を伺いたい。

6 新たな在留資格に関して

(1) 農業に関する分野で、特定技能の対象となる予定のものはあるか。

(2) 雇用契約について

・平成 30 年 10 月 12 日の第 2 回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に提出された改正入管法案の骨子案によると、特定技能の外国人の雇用形態は、原則として直接雇用だが、分野の特性に応じて派遣形態も可能とされている。農業には、派遣が可能である見込みの分野はあるか。ある場合、具体的にはどのような機関が派遣をすることができるようになるのか、伺う。

・技能実習の場合、送出国には送出機関があり、そこが当該国における窓口となっているが、特定技能の場合はそのような制度になっていない。そのため、どうやって外国人が我が国の受入れ機関と雇用契約を締結することができるのか明確でない。外国人が、我が国の受入れ機関と雇用契約を締結するに至る典型的なケースの説明を求める。

(3) 登録支援機関について

・例えば小規模農家が技能実習 1 号の外国人と雇用契約を締結するような場合、自ら

外国人の支援を行うことは困難であることが多いため、登録支援機関に支援の実施を委託することが考えられる。その場合、登録支援機関はどのように探せばよいか。

- ・登録支援機関としてどのような組織を想定しているか。たとえば、JA、農業協同組合中央会又はそれらの子会社、人材派遣会社等は登録支援機関になり得ると想定しているか。

(4) 受入れ機関について

- ・技能実習2号を修了した外国人を、同じ受入れ機関が特定技能1号として雇用する場合の具体的な手続の流れについて伺う。

- ・農業分野において技能実習2号を修了した外国人を、JA等が受入れ機関として特定技能1号として雇用し、必要に応じて農家等に派遣するということは可能か。可能である場合、具体的な手続の流れについて伺う。(2の1つ目と重複部分があります)

- ・技能実習2号から特定技能1号に移行する場合、当該外国人は一時帰国する必要があるか。もしある場合、どれくらいの期間帰国する必要があるか。

- ・一つの受入れ機関で特定技能1号の外国人と技能実習生を共に雇用することもあると考えられるが、その場合、留意すべき点はあるか。